

# 聾学校・体験会等の普及活動による出張規程

## 第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人日本聴覚障がい者ラグビーフットボール連盟（以下「本連盟」という）の正会員が、本連盟の指示命令により、聾学校等へ普及活動による出張旅費等の精算について定めたものである。

## 第2条（適用）

この規程は、本連盟理事会もしくは本連盟普及委員長が承認した出張に適用する。

2. 原則、開催場所が東日本地区では東日本居住のメンバー、西日本地区では西日本居住のメンバーが適用とする。なお、開催場所が東日本地区、西日本地区と判断できない場合は普及委員長の判断で適用する。

3. 人手が足りない場合は、本連盟普及委員長の判断で遠方のメンバーも適用とする。

## 第3条（旅費の種類）

旅費の種類は、鉄道、航空機、船舶およびバス・自家用車、必要に応じタクシーを利用する場合の運賃、料金（以下「交通費」という）そして宿泊料金等からなる。

## 第4条（出張の種類）

出張の種類は次の通りとする。

- (1) 日帰り出張
- (2) 宿泊を伴う出張

## 第5条（交通費・経路等）

集合及び解散場所と本人住居最寄駅との区間交通費は、別表1のとおり支給する。なお、利用に関してはもっとも経済的な通常の経路および方法により利用公共交通機関の普通運賃を原則とする。ただし、身体障害者手帳保有者は、身体障害者割引制度をはじめ各種割引制度を利用した割引後の運賃を原則とする。

- (1) 交通費の他に急行料金または、特急（含新幹線）料金を支給する。

なお、急行料金または特急料金は、急行もしくは特急の乗車距離が片道 80 km 未満は支給しない。

やむを得ない事情により寝台列車を利用した場合は、寝台料金を加算支給することができる。

- (2) 片道 650 km をこえる旅程については航空運賃を支給することができる。

なお、航空運賃等はエコノミークラスを原則とし、身体障害者割引制度をはじめ

各種割引制度を利用した割引後の実費を支給する。

(3) 以下のような場合は、他の経路で算出することができる。

- ・ 最も経済的な経路では、旅行時間又は運行時間の起因により用務開始時間に到着できない若しくは宿泊を伴う旅行となり経済的ではない。
- ・ 最も経済的な経路では旅行時間の大きなロスとなる。
- ・ 出発時間が早朝となる又は到着時間が夜間となる。

(目安としては、発地最寄駅を 07:30 前に出発又は21:30 以降に着地最寄駅に到着する旅行とします。なお、現地集合時間及び現地解散時間を基準とし、事前打合せや反省会等による、集合・解散時間は適用しない。)

※いずれも事前に必ず理事長に相談し、承認をもらうこと。相談が無かった場合はもっとも経済的な通常の経路および、事情によっては支給しないこともある。

2. 勤務地最寄駅から直行する等、やむを得ない事情による交通費は、事前に必ず理事長に相談し、承認をもらうことで支給する場合がある。

3. 天災等やむを得ない事情で公共交通機関を利用することができない場合は、実際に利用した経路の実費を支給する。なお、証明書の提出が必須である。

#### 第6条 (宿泊費)

宿泊費は、原則として本連盟が一括手配をすることとし、精算は行わないものとする。

2. 個人手配では原則、一泊二食付き税込 11,000 円 (税抜 10,000 円) を限度として実費を支給する。※事前に必ず理事長に相談し、承認をもらうこと。

3. 近距離出張は支給しない。なお、やむを得ない事情の場合は、理事長の承認の上、支給する。

#### 第7条 (飲食費)

個人での飲食費は支給しない。

2. 反省会もしくは事前打合せでの飲食費は、税込 2,200 円 (税抜 2,000 円) /人を上限で支給する。但し、居酒屋等反省会や打合せに相応しくない店は支給しない。

3. 前項の反省会もしくは事前打合せを行った場合は、必ず報告書を提出すること。

#### 第8条 (日当)

日当の金額は別表 1 のとおりに支給する。なお、交通費を申請した方に限る。

#### 第9条 (自家用車等による出張)

自家用車の利用は、原則として用具等を運搬する車に限り、マイカー規程に従って支給する。やむを得ない事情の場合は、学校等最寄駅まで公共交通機関を利用し、レンタカーやタクシーを利用とする。なお、事前に理事長に相談の上、承認をもらうこと。

#### 第10条（旅費の請求）

第2条により依頼を受けた者が、第5条、第5条2項、第7条、第8条など旅費の請求は、旅行後7日以内に請求しなければならない。

なお、請求する際、領収書、明細書などを提出しなければならない。

2. 受け取れる領収書、明細書・利用証明書などの提出が無いものは支給しない。

#### 第11条（出張の人数・対象）

原則、普及委員長が上限人数を定める。

2. 聾学校や聴覚特別支援学校等へ生徒への指導を受ける際には、学年・人数によって、上限人数を定める。

- ・小学生の場合、指導を受ける人数 $\times 0.3$ を上限とする。
- ・中学生・高校生の場合は、指導を受ける人数 $\times 0.2$ を上限とする。
- ・小数は繰り上げるとし、+1名追加とする。
- ・幼稚部の場合は、学校側ときちんと相談の上で対応する。

2. 出張対象は、本連盟の正会員に限るとし、現役選手を最優先にする。優先順位は下記の通りとする。

- 1：現役選手
- 2：引退選手（OBを含むとし、手話が出来る方を優先にする）
- 3：スタッフ（手話が出来る方を優先にする）

#### —参考—

指導を受ける学年が小学部で、20人の場合は、 $20 \times 0.3$  **6名**を上限とする。

指導を受ける学年が中学部で、16人の場合は、 $16 \times 0.2$  3.2で、繰り上げにより**4名**を上限とする。

#### 第12条（旅費・人数の調整）

特例として、理事会の決議にもとづき旅費・人数を増減することができる。

#### 第13条

本規程は、総会または理事会で変更することができる。

#### 付 則

この規程は令和6年4月1日以後の出張から適用する。

令和6年4月1日 施行

別表 1

交通費※ 1	国内	自宅最寄駅⇄集合・解散場所	実費支給
	国内	集合・解散場所⇄学校等※ 2	状況に合わせて対応
宿泊費※ 3	国内	集合前泊・解散後泊等	状況に合わせて対応
日当	国内		1,000 円/日

※ 1 原則として、自宅最寄駅⇄集合・解散場所の乗車券（状況によって、特急券等）の往復分を購入することで、交通費支給対象とする。

なお、目的地までの乗車券（状況によって、特急券等）を購入してない場合（事情による、自宅最寄駅以外での購入等）は、状況を確認の上で理事長が判断する。

※ 2 学校等最寄駅から学校等までの移動は原則、自己負担とし、時間の事情や、交通状況によりやむを得ない事情にてタクシーやレンタカーを利用した場合は、本連盟が負担する場合もある。

なお、個人事情による（寝坊等での遅刻）タクシー利用は自己負担とする。

※ 3 集合前泊・解散後泊しなければならないと、理事長が認めた場合のみ、支給する。

#### 付則

##### 新幹線利用特別規則

近距離の交通手段でも、新幹線の利用を次の通り認める。

1. 原則として新幹線乗車距離 80 キロメートルを超える場合。
2. 前項の制限を受ける 80 キロメートル未満であっても次の区間を特別区間として新幹線の利用を認める。

① 東京—熊谷（64.7km）

② 博多—小倉（67.2km）

（参考：東京—小田原（83.9km）、東京—小山（80.6km）、新大阪—米原（106.7km）